騒 音・振 動

Ⅰ　騒音・振動公害の現況

1　環境基準

騒音・振動は、住民の日常生活に身近な問題として深く関わり、また、感知する者の主観や感情に大きく左右される、いわゆる“感覚公害”の１つとされています。他の公害と比べて苦情としての件数が多く、中でも製造事業所の生産活動や建築・土木工事に起因するものがその多くを占めています。

また、心理的要因も影響することから、その解決に困難を極めるのが特徴です。

本市においても、住・工の混在が大きな問題として存在し、さらに、これらの工場等の多くが中小規模であるため、資金面等から、防止対策や移転等による問題解決が困難である場合が多く、騒音・振動問題をより深刻化させています。

一方、市内には、東海道新幹線及び東海道本線という主要鉄道、また、東名高速道路、新東名高速道路、国道１号等の我が国の動脈とも言える幹線道路が通過しているため、交通機関に起因する騒音・振動問題を生じ、加えて、工場等への大型トラックの往来も多いことが道路交通公害の一因ともなっています。

その他にも、建設作業に伴う騒音・振動や近隣騒音、深夜騒音などの住民の生活形態の多様化等に起因する苦情も増えています。

騒音に関する環境基準は、「騒音に係る環境基準」（表-1）、「道路に面する地域における環境基準」（表-2）、「幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準」（表-3）により定められています。これらの基準については、平成 11 年 4 月 1 日から施行され、地域類型、基準値、時間区分などが変更されました。また、評価手法についても従来の中央値（L_{50}）から等価騒音レベル（L_{Aeq}）に変更されています。

図-1　騒音レベルの目安（地方都市用）

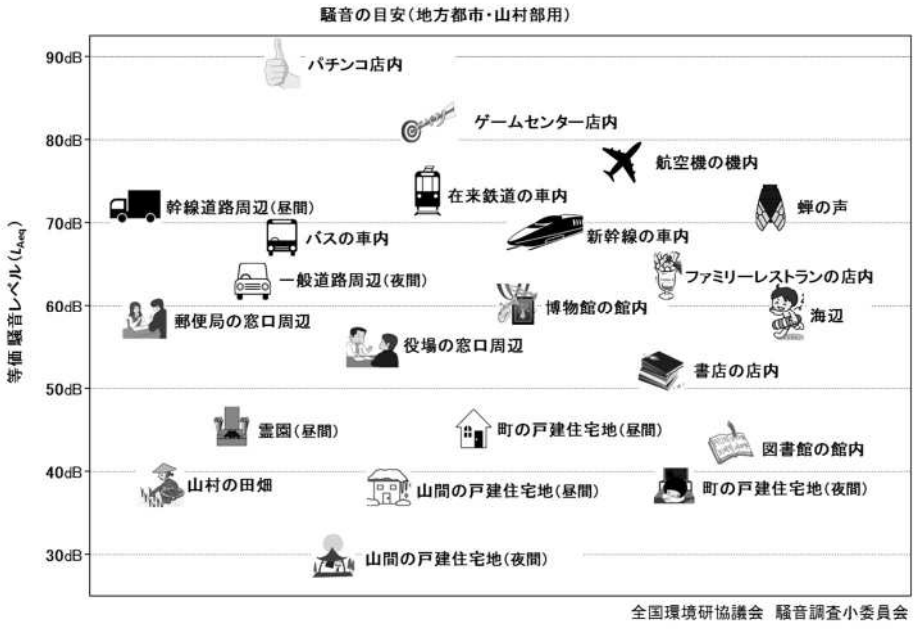

表-1　騒音に係る環境基準　〔平成 10 年 9 月 30 日　環境庁告示第 64 号〕

地域類型	時間の区分		該当地域	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)	該当基準	富士市の場合
ＡＡ	50dB(デシベル)以下	40dB以下	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域	
A	55dB以下	45dB以下	専ら住居の用に供される地域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
B			主として住居の用に供される地域	第一種住居地域 第二種住居地域 市街化調整区域 準住居地域
C	60dB以下	50dB以下	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 一部の市街化調整区域※

※ 一部の市街化調整区域とは、弥生新田周辺と浮島工業団地

表-2　道路に面する地域における環境基準　〔平成 10 年 9 月 30 日　環境庁告示第 64 号〕

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
Ａ地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
Ｂ地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びＣ地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下

(注) 車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

表-3　幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準〔平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号〕

幹線交通を担う道路に近接する空間	時間の区分	
	昼間	夜間
(1)2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路においてはその道路端から15メートルの範囲 (2)2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路においてはその道路端から20メートルの範囲	70dB以下	65dB以下
(備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下）によることができる。		

(注) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

(1)高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）。
(2)(1)に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路。

２　道路に面する地域の騒音調査

「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号）により、騒音レベルの指標が変更されるとともに、その評価方法についても従来の「その地域を代表すると思われる地点、あるいは問題を生じやすいと思われる地点における達成地点の数あるいは割合を評価する」（点的評価）から、「原則として一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち環境基準の基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価する」（面的評価）を原則とすることとされました。

令和 5 年度は、一般国道 1 号の宮島地先と市道田子浦伝法線の蓼原地先など市内 6 路線 7 測定点において道路騒音等の測定を実施し（図-2、表-4）、7 路線 39.3km について、環境省が配布する面的評価支援システムを使用して評価を行いました（表-5）。

令和 5 年度の調査結果を評価区間の住居等戸数で見ると、環境基準達成率は、昼・夜とも達成：91.2%、昼のみ達成：4.5%、夜のみ達成：0.8%、昼・夜とも未達成：3.5%でした。一般国道 1 号の環境基準達成率(昼・夜とも)が 45.4%と低い理由は、交通量が多く大型車の混入率が高いため、昼間も夜間も騒音レベルが高いことが考えられます。

図-2　令和 5 年度道路交通騒音測定地点

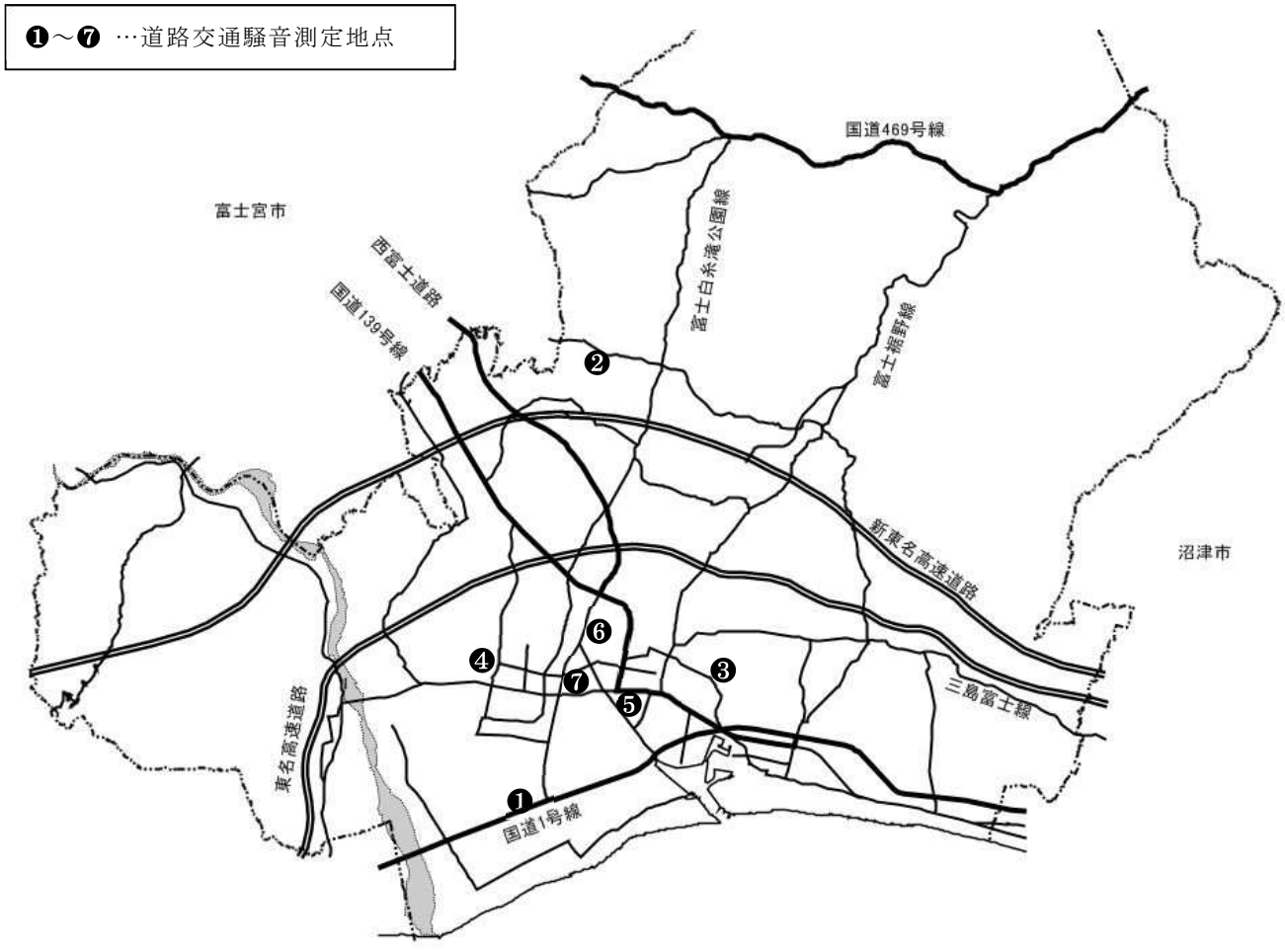

表-4　令和５年度　自動車交通騒音等実態調査（面的評価の測定地点）

No.	道　路　名	測定場所	環境基準類型	測定月日		車線数	測定位置(m)		騒音レベル		環境基準		要請限度		交通量（台／10 分）	
									L_{Aeq}（単位：dB）		適否		適否			
				開始	終了		車道端からの距離	地上からの高さ	昼間	夜間	昼間 70 以下	夜間 65 以下	昼間 75 以下	夜間 70 以下	昼間	夜間
1	一般国道１号	宮島地内	B	12/20	12/21	5	3.8	1.2	75	73	×	×	×	×	469	160
2	富士富士宮由比線	大淵地内	B	12/20	12/21	2	2.0	1.2	70	61	○	○	○	○	81	11
3	吉原停車場吉原線	依田橋町７	C	12/20	12/21	2	1.1	1.2	68	62	○	○	○	○	71	15
4	鷹岡富士停車場線	荒田島町７地内	C	12/20	12/21	2	4.4	1.2	66	60	○	○	○	○	141	38
5	田子浦港富士インター線	津田地内	C	12/20	12/21	4	3.5	1.2	68	62	○	○	○	○	142	22
6	田子浦港富士インター線	伝法地内	B	12/20	12/21	4	5.8	1.2	69	68	○	×	○	○	510	168
7	市道田子浦伝法線	蓼原町地内	C	12/20	12/21	4	7.5	1.2	66	63	○	○	○	○	336	88

※　騒音レベル：昼間（午前６時～午後 10 時）、夜間（午後 10 時～翌日の午前６時）のエネルギー平均
※　交　通　量：昼間（午前６時～午後 10 時）、夜間（午後 10 時～翌日の午前６時）の各時間帯 10 分間測定の上下線合計の平均値

表-5　令和５年度　道路騒音に係る環境基準の達成状況面的評価

No.	道路名（評価区間）	車線数	住居等戸数	環境基準達成戸数と環境基準達成率								区間延長(km)
				昼・夜とも達成(戸)	昼・夜とも達成(%)	昼のみ達成(戸)	昼のみ達成(%)	夜のみ達成(戸)	夜のみ達成(%)	昼・夜とも未達成(戸)	昼・夜とも未達成(%)	
1	一般国道１号	5	416	189	45.4	120	28.9	0	0.0	107	25.7	12.1
2	富士富士宮由比線	2	807	778	96.4	0	0.0	27	3.3	2	0.3	13.6
3	田子浦港大野線	2	343	343	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2.6
4	吉原停車場吉原線	2	510	508	99.6	0	0.0	0	0.0	2	0.4	2.4
5	鷹岡富士停車場線	2	723	723	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3.7
6	田子浦港富士インター線	4	329	302	91.8	26	7.9	0	0.0	1	0.3	3.0
7	市道田子浦伝法線	4	129	129	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1.9
合　計		-	3,257	2,972	91.2	146	4.5	27	0.8	112	3.5	39.3

3　道路に面する地域以外の地域（一般地域）の騒音・振動調査

一般地域における環境基準の達成状況の地域としての評価方法については、「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号）により「原則として一定の地域ごとに当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定して評価するものとする。」とされました。

令和 5 年度は 6 測定点を選定して調査を実施しました。達成状況については、6 地点とも昼・夜ともに環境基準を達成しました（表-6、図-3）。

表-6　令和 5 年度一般地域環境騒音・振動測定結果

No.	測定地点	用途地域	地域の類型	測定年月日		測定値（dB）		環境基準（dB）		環境基準適否		振動測定値（dB）	
				開始日	終了日	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	広見東本町	第一種中高層住居専用地域	A	R6.2.13	R6.2.14	52	41	55	45	○	○	25 未満	25 未満
2	岩淵	第二種中高層住居専用地域	A	R6.2.28	R6.2.29	50	43	55	45	○	○	31	28
3	原田	第一種住居地域	B	R6.3.4	R6.3.5	49	43	55	45	○	○	28	25
4	横割	第二種住居地域	B	R6.3.4	R6.3.5	47	40	55	45	○	○	25 未満	25 未満
5	鷹岡本町	近隣商業地域	C	R6.3.4	R6.3.5	46	37	60	50	○	○	34	27
6	津田町	準工業地域	C	R6.2.13	R6.2.14	51	42	60	50	○	○	30	25 未満

※ 評価は、騒音は等価騒音レベル（L_{Aeq}）、振動は時間率振動レベル（L_{v10}）である。

※ 騒音レベル：昼間（午前 6 時～午後 10 時）、夜間（午後 10 時～翌日の午前 6 時）

※ 振動レベル：昼間（午前 8 時～午後 8 時）、夜間（午後 8 時～翌日の午前 8 時）

図-3　令和 5 年度一般環境騒音・振動測定地点

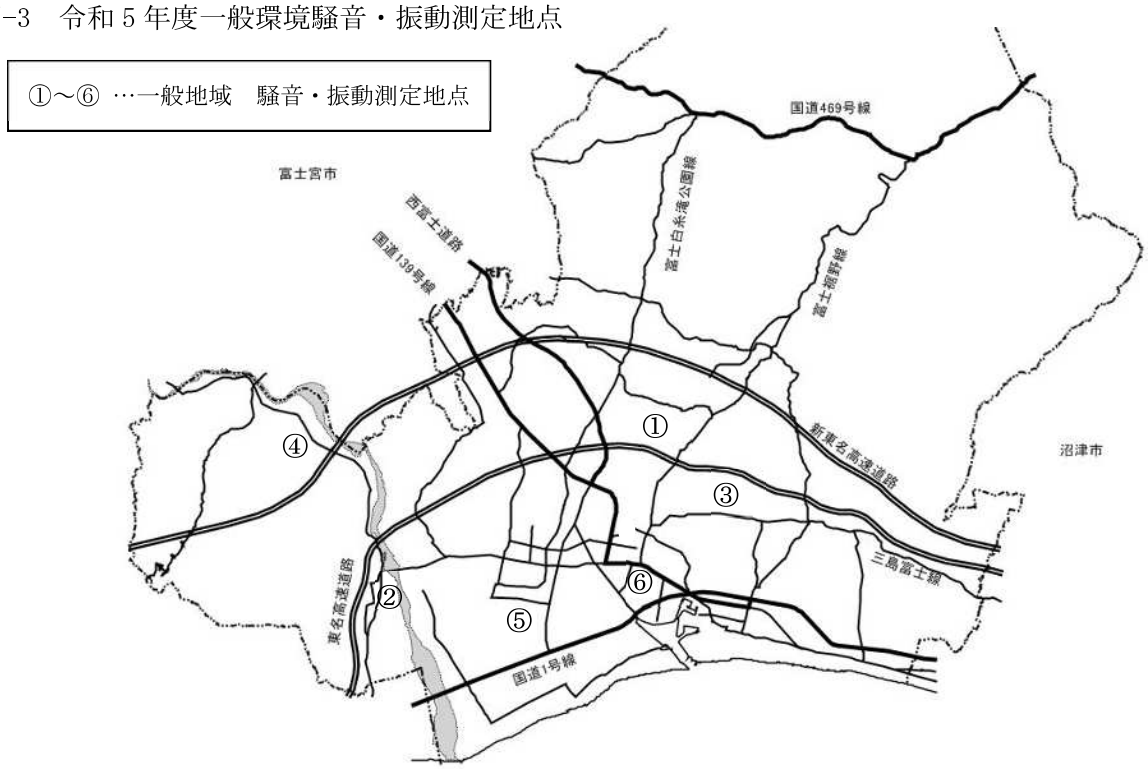

Ⅱ　騒音・振動公害の防止対策

騒音規制法・振動規制法では、生活環境を保全すべき地域を指定し、この地域内にある工場・事業場の事業活動と建設作業に伴う騒音・振動を規制できることとなっています。

また、静岡県生活環境の保全等に関する条例で規制対象施設、規制する地域指定等について前記２法を補完しています。さらに本市では、公害未然防止のため指導指針を定め、静穏な市民生活環境の保持に努めています。

１　工場・事業場の騒音・振動

工場・事業場の騒音・振動防止対策については、様々な防止技術が用いられていますが、大別すると発生源対策と伝搬防止対策の二つに分けられます。さらに、対策により問題が解決されない場合、最終的には移転等も考えられます。

表-7　騒音規制法・振動規制法に基づく規制基準

騒音〔（昭和 43 年 11 月 27 日 厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第１号）（平成 13 年３月 31 日 富士市告示第 21 号）〕

振動〔（昭和 51 年 11 月 10 日 環境庁告示第 90 号）（平成 13 年３月 31 日 富士市告示第 22 号）〕

騒音規制法				振動規制法		
時間の区分 区域の区分	昼間 8～18時	朝方 6～8時 夕方 18～22時	夜間 22～6時	時間の区分 区域の区分	昼間 8～20時	夜間 20～8時
第１種区域	50	45	40	第１種区域の１	60	55
第２種区域	55	50	45	第１種区域の２	65	55
第３種区域	65	60	55	第２種区域の１	70	60
第４種区域	70	65	60	第２種区域の２	70	65

単位：dB(デシベル)

騒音に係る規制基準については、第２種区域、第３種区域又は第４種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね 50 メートルの区域内における規制基準並びに第１種区域と第３種区域又は第２種区域と第４種区域がその境界線を接している場合における当該第３種区域及び第４種区域の当該境界線から同区域内の 30 メートルの区域内における規制基準は、規制基準欄に掲げる値から 5dB 減じた値としています。

振動に係る規制基準については、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね 50 メートルの区域内における規制基準は、規制基準欄に掲げる値から 5dB 減じた値としています。

表-8　規制区域の区分（振動規制法による区域区分は騒音規制法の区域区分に準ずる）

〔（平成 9 年 3 月 28 日 静岡県告示第 344 号の 5）（平成 13 年 3 月 31 日 富士市告示第 21 号、22 号）〕

騒音規制法	振動規制法	該当地域
第1種区域	第1種区域の1	都市計画法による 第一種低層住居専用地域 並びにこれに相当する地域
	〃	第二種低層住居専用地域 〃
第2種区域	第1種区域の2	〃 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 一部を除く市街化調整区域
第3種区域	第2種区域の1	〃 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 一部の市街化調整区域(弥生新田周辺)
第4種区域	第2種区域の2	〃 工業地域 工業専用地域 一部の市街化調整区域(浮島工業団地)

※工業専用地域については、騒音規制法・振動規制法ともに適用除外であるが、県生活環境の保全等に関する条例で、第 4 種区域(騒音)、第 2 種区域の 2(振動)にそれぞれ該当する。

（1）騒音に係る特定施設　（令和 6 年 3 月 31 日現在）

表-9　騒音規制法に基づく特定施設数及び事業場数

No.	施設名	施設数	事業場数
1	金属加工機械	1,014	161
2	空気圧縮機及び送風機	3,272	303
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	74	22
4	織機	251	2
5	建設用資材製造機械	12	10
6	穀物用製粉機	2	1
7	木材加工機械	246	80
8	抄紙機	152	55
9	印刷機械	236	47
10	合成樹脂用射出成形機	390	38
11	鋳型造型機	4	2
計		5,653	721

表-10　静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定施設数及び事業場数

No.	施設名	施設数	事業場数
1	金属加工機械	2,670	291
2	空気圧縮機及び送風機	1,889	155
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	59	19
4	織機	8,030	25
5	建設用資材製造機械	7	3
6	穀物用製粉機	0	0
7	木材加工機械	313	87
8	製紙機械及び紙加工機械	362	64
9	印刷機械	55	12
10	合成樹脂用射出成形機	32	4
11	鋳型造型機	2	2
12	クーリングタワー	230	26
13	集じん施設	424	7
14	冷凍機	6,147	619
計		20,220	1,314

（２）振動に係る特定施設　（令和６年３月 31 日現在）

表-11　振動規制法に基づく特定施設数及び事業場数

No.	施設名	施設数	事業場数
1	金属加工機械	1,045	144
2	圧縮機	1,503	319
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	81	23
4	織機	16	0
5	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸﾏｼﾝ並びにｺﾝｸﾘｰﾄ管製造機械及びｺﾝｸﾘｰﾄ柱製造機械	6	1
6	木材加工機械	24	16
7	印刷機械	119	29
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	6	0
9	合成樹脂用射出成形機	374	33
10	鋳型造型機	1	1
計		3,175	566

表-12　静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定施設数及び事業場数

No.	施設名	施設数	事業場数
1	金属加工機械	382	40
2	圧縮機	2,175	180
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	58	18
4	織機	0	0
5	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸﾏｼﾝ並びにｺﾝｸﾘｰﾄ管製造機械及びｺﾝｸﾘｰﾄ柱製造機械	0	0
6	木材加工機械	7	5
7	印刷機械	50	11
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	0	0
9	合成樹脂用射出成形機	45	5
10	鋳型造型機	0	0
計		2,717	259

※表-9～12 において、１つの事業場に２種類以上の施設が設置されている場合、事業場数は主要な施設名の欄１ヶ所にのみ計上。

（３）工場立入指導

騒音・振動に関する苦情の発生源事業場等については、その都度調査を行い、苦情解決に向けて対策を指導しています。

また、従業員 300 人以上の事業場については、年２回（１月及び７月）の騒音・振動自主測定及び騒音防止対策の啓発指導を行っています。

2　特定建設作業の騒音・振動

建設工事の現場では、くい打、ブレーカー、掘削、解体作業などに伴い、騒音・振動が発生します。発生期間は短いものの、騒音・振動レベルが高い工事は、特定建設作業として規定し、施工者に対する届出義務と規制基準の遵守が定められています。市では、施工者に対し、届出時に住民への事前の工事説明を含め周囲へ配慮するよう指導しています。

表-13　特定建設作業に伴う騒音の規制に関する基準

〔（昭和 43 年 11 月 27 日 厚生省・建設省告示第 1 号）（平成 13 年 3 月 31 日 富士市告示第 21 号）〕

基準の区分 / 特定建設作業	騒音の基準値	時間帯		期間	
		第１号区域	第２号区域	第１号区域	第２号区域
１.くい打機等を使用する作業	85dB（デシベル）	7:00～19:00の間で１日10時間以内	6:00～22:00の間で１日14時間以内	連続６日間以内	
２.びょう打機を使用する作業					
３.さく岩機を使用する作業					
４.空気圧縮機を使用する作業					
５.ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾟﾗﾝﾄ、ｱｽﾌｧﾙﾄﾌﾟﾗﾝﾄを設けて行う作業					
６.バックホウを使用する作業					
７.ﾄﾗｸﾀｰｼｮﾍﾞﾙを使用する作業					
８.ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞｰを使用する作業					

※ 騒音の基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値
※ 日曜日その他の休日等は、特例を除き行わないこと
※ 第１号区域：工場等の規制基準の「第１種区域」、「第２種区域」、「第３種区域」、並びに「第４種区域のうち、学校や病院等から概ね 80ｍ以内の区域」
第２号区域：「第４種区域のうち、第１号区域以外の区域」

表-14　特定建設作業に伴う振動の規制に関する基準

〔（昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号）（平成 13 年 3 月 31 日 富士市告示第 22 号）〕

基準の区分 / 特定建設作業	振動の基準値	時間帯		期間	
		第１号区域	第２号区域	第１号区域	第２号区域
１.くい打機等を使用する作業	75dB（デシベル）	7:00～19:00の間で１日10時間以内	6:00～22:00の間で１日14時間以内	連続６日間以内	
２.鋼球を使用した建築物等の破壊作業					
３.舗装版破砕機を使用する作業					
４.ブレーカーを使用する作業					

※ 振動の基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値
※ 日曜日その他の休日等は、特例を除き行わないこと
※ 第１号区域：工場等の規制基準の「第１種区域の１」、「第１種区域の２」、「第２種区域の１」、並びに「第２種区域の２のうち、学校や病院等から概ね 80ｍ以内の区域」
第２号区域：「第２種区域の２のうち、第１号区域以外」

３　道路交通騒音・振動

本市では、苦情等を受理した際に、道路交通騒音・振動の測定調査を実施しています。

環境基準（表-2・3）や要請限度（表-15・16）と照らし合わせ、道路管理者等に対し改善要望を行い、道路沿線住民の生活環境の保全に努めています。

表-15　自動車騒音の限度

〔（平成 12 年 3 月 2 日 総理府令第 15 号）（平成 13 年 3 月 31 日 富士市告示第 21 号）〕

<table>
<tr><th rowspan="2">都市計画法による用途地域</th><th rowspan="2">区域の区分</th><th colspan="2">車線数</th></tr>
<tr><th>１車線</th><th>２車線以上</th></tr>
<tr><td>第一種低層住居専用地域</td><td rowspan="4">a</td><td rowspan="8">昼65／夜55

（昼75／夜70）</td><td rowspan="4">昼70／夜65

（昼75／夜70）</td></tr>
<tr><td>第二種低層住居専用地域</td></tr>
<tr><td>第一種中高層住居専用地域</td></tr>
<tr><td>第二種中高層住居専用地域</td></tr>
<tr><td>第一種住居地域</td><td rowspan="4">b</td><td rowspan="5">昼75／夜70
（昼75／夜70）</td></tr>
<tr><td>第二種住居地域</td></tr>
<tr><td>準住居地域</td></tr>
<tr><td>市街化調整区域</td></tr>
<tr><td>近隣商業地域</td><td rowspan="5">c</td></tr>
<tr><td>商業地域</td></tr>
<tr><td>準工業地域</td></tr>
<tr><td>一部の市街化調整区域（表-1参照）</td></tr>
<tr><td>工業地域</td></tr>
<tr><td>工業専用地域</td><td colspan="3">除外</td></tr>
</table>

単位：dB(デシベル)

※ 昼間（午前 6 時～午後 10 時）、夜間（午後 10 時～翌日の午前 6 時）

※ 欄内の括弧内の数値は、幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度値

表-16　道路交通振動の限度

〔（昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号）（平成 13 年 3 月 31 日 富士市告示第 22 号）〕

区域の区分	昼間 ８時～20時	夜間 20時～翌８時
第１種区域	65	60
第２種区域	70	65

単位：dB(デシベル)

４　新幹線鉄道騒音

新幹線鉄道に係る障害については、「新幹線鉄道騒音・振動障害防止対策処理要綱」に基づき、沿線住民の良好な生活環境を保全するための対策として、住宅の防音・防振工事等が逐次実施されてきました。騒音レベル 80dB(デシベル)以上の住宅に対する防音工事については、昭和 55 年度までにほぼ終了しています。

令和５年度は、地域類型・軌道構造の異なる６測定点で調査を実施し（図-4、表-18）、５測定点において環境基準を超過していました。市では測定結果を東海旅客鉄道株式会社（ＪＲ東海）に報告し、環境基準超過地点での低減対策を依頼しています。

表-17　新幹線鉄道騒音に係る環境基準〔昭和 50 年７月 29 日　環境庁告示第 46 号〕

地域の類型	基準値
Ⅰ（主として住居の用に供される地域）	70 dB 以下
Ⅱ（商工業の用に供される地域等Ⅰ以外の地域）	75 dB 以下

※午前６時から午後 12 時までの間の新幹線鉄道騒音に適用

図-4　新幹線騒音測定地点

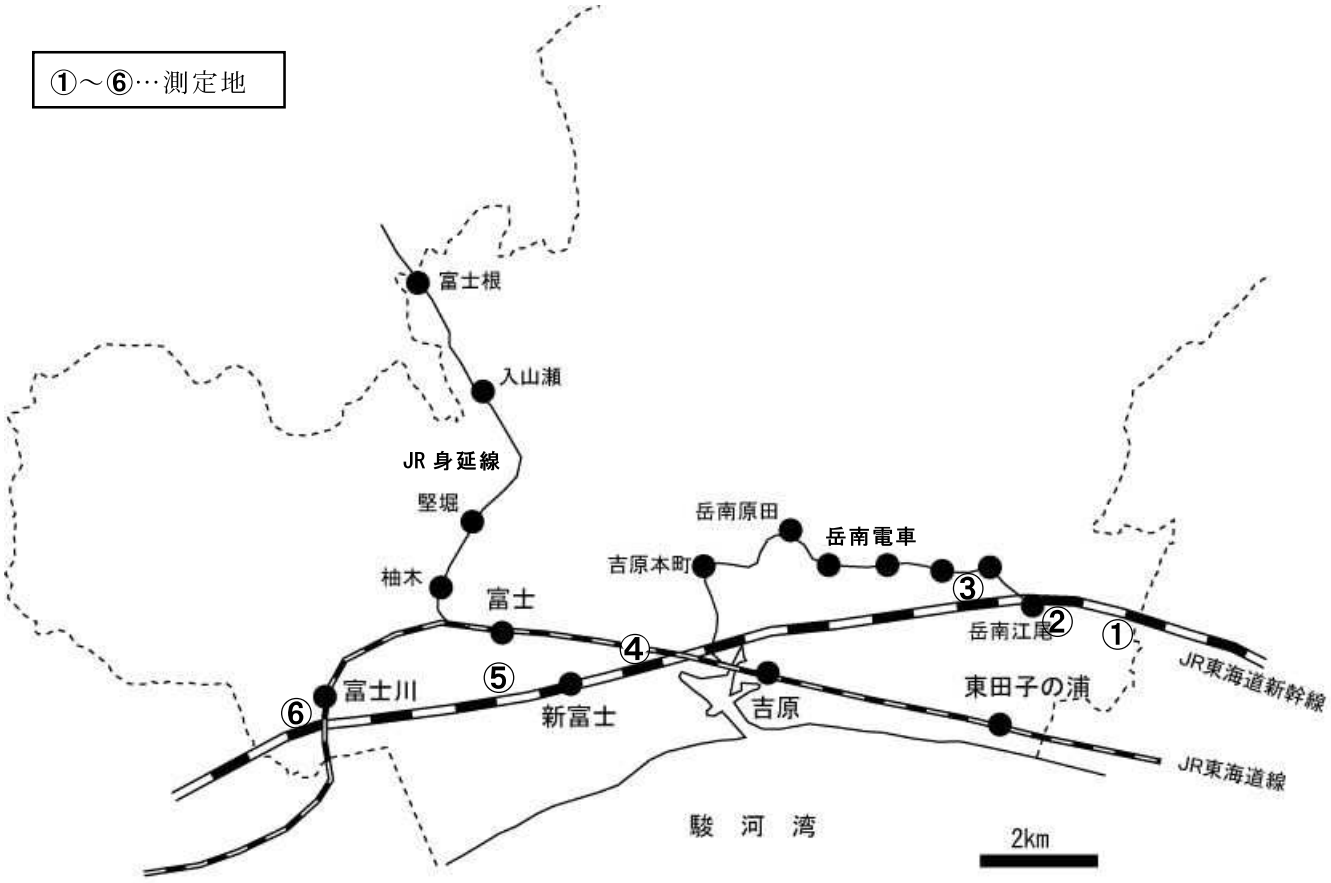

表-18　令和５年度新幹線鉄道騒音測定結果

測定番号		①	②	③	④	⑤	⑥
測定年月日		R5.10.18	R5.10.18	R5.10.18	R5.10.19	R5.10.19	R5.10.19
測定場所		境499-1 付近	江尾186-2 付近	川尻37 付近	前田110 付近	宮島160-1 付近	中之郷3188-3 付近
用途地域 (地域類型)		市街化調整区域 (Ⅰ)	第一種住居 (Ⅰ)	市街化調整区域 (Ⅰ)	工業地域 (Ⅱ)	第一種住居 (Ⅰ)	第一種住居 (Ⅰ)
東京起点からの距離(km)		125.595	126.556	127.825	133.675	136.011	139.418
測定地点側の軌道(上り・下り)		下り	下り	上り	上り	上り	上り
構造物の種類	種類	盛土	鉄桁	架道橋	高架橋	盛土	盛土
	軌道面の高さ(m)	7.7	9.8	5.7	6.8	7.0	0.9
軌道の種類		バラスト (マット有)	無道床	バラスト (マット有)	バラスト (マット有)	バラスト (マット無)	バラスト (マット無)
防音壁	種類	直型	側方遮音壁	直型＋嵩上	直型＋嵩上	直型＋嵩上	直型 (吸音材)
	軌道面からの高さ(m)	2.0	2.0	2.0＋0.9	2.0＋0.9	2.0＋0.9	4.0
測定結果 騒音レベル (dB)	25m地点	75	75	71	71	71	74
	50m地点	71	73	68	68	66	69
全測定本数 (上り・下り)		20本 (8・12)	20本 (8・12)	20本 (11・9)	20本 (10・10)	20本 (11・9)	20本 (9・11)
環境基準適否		×	×	×	○	×	×

※　騒音レベル(dB)は、連続 20 本中上位 10 本のエネルギー平均値を使用
※　軌道中心から 25m 地点の騒音レベルで、環境基準適否を評価

〈参考〉環境基準

地域の類型	基準値
Ⅰ	70dB(デジベル)以下
Ⅱ	75dB(デジベル)以下

５　近隣騒音

深夜営業店からの騒音、街頭宣伝などの拡声器騒音、家庭からの生活騒音などの近隣騒音は、影響範囲は狭いものの、被害者にとっては深刻な問題となるケースが多い一方、当事者間のコミュニケーションにより事態が好転する例も多いのが特徴です。

そのため、市では、近隣相互のモラル向上や生活上のルールが重要であると考え、地域の実情に合わせた対処をしています。

また、深夜の飲食店営業に係る騒音は近年増加傾向にあります。深夜営業に伴って発生する営業騒音は、「静岡県生活環境の保全等に関する条例」で規制されており、それに基づいて指導しています。

騒音計・振動計の貸し出しについて

市では、公害防止等を目的に、市民の方などへ騒音計及び振動計の貸出を行っております。

貸出にあたっては、事前にご予約が必要となりますので、ご希望の方は必ず電話又は窓口でお申し込みください。

なお、お申し込みをいただいた際に、機器の在庫があればすぐに貸出できますが、貸出中の場合には、お待ちいただく場合もございますのでご了承ください。

貸出対象者　以下のいずれかに該当する方
- 市内に在住・在勤されている方
- 市内で事業を行っている方（ただし営利目的での使用は除く。）
- 市内で特定建設作業を行う事業者　など

使用場所　市内に限ります。

貸出期間　原則、貸出日から一週間以内とします。返却期限は厳守してください。

※ 測定計器は精密機器ですので、落としたりぶつけたりされないよう、お取り扱いには十分ご注意いただきますようお願いします。